

# 豊頃町で働く。暮らす。

## 新しいスタートを応援します！

豊頃町では、町内で働きながら暮らす方を応援するため、奨学金返還支援と転入費用支援を行っております。

「地元で働きたい」「大自然の中で暮らしたい」そんなあなたを、町がサポートします。

### 転入費用支援

町内の事業所等で働く方の奨学金返還をサポートします！



最大 年 **20** 万円  
(最大5年間)

### 奨学金返還支援

町外から豊頃町へ転入し、町内事業所等に就業した方の引越費用の一部を補助します！



最大 **10** 万円

※助成要件等、詳しくは裏面をご覧ください。

【お問合せ】 豊頃町総務政策課政策推進係

TEL : 015-574-2211    ✉ [kikaku@toyokoro.jp](mailto:kikaku@toyokoro.jp)

## 転入費用支援

### 【対象要件】

- (1) 申請時において転入後3月以上1年未満  
**※転勤等による転入は対象外となります**
- (2) 3月以上継続して町内事業所等に就業している

### 【助成金額】

補助対象経費の1/2以内とし、限度額は5万円とします。ただし、子育て世帯、若者世帯（申請者が満30歳以下）の場合は限度額を10万円とします。

### 【助成回数】

申請者及び同一世帯のいずれも1回とします。

### 【申請書および必要書類】

- (1) 豊頃町就業者促進事業補助金申請書（転入費用支援事業）
- (2) 定住誓約書
- (3) 領収書等の引越費用を確認することができるものの写し
- (4) 母子手帳の出産予定日と母親が確認できる部分の写し  
※申請者の世帯に妊婦がいる場合に限る。

## 奨学金返還支援

### 【対象要件】

- (1) 奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、町内事業所等に就労している
- (2) 奨学金の返還に対し、他町村等からの補助を受けていない

### 【助成金額】

町内に居住して返還した額のうち年額20万円または前年度の年間返還額のいずれか少ない額

### 【助成期間】

最初に申請した年度から5か年度を経過する日まで

### 【申請書および必要書類】

- (1) 豊頃町就業者促進事業補助金申請書（奨学金返還支援事業）
- (2) 定住誓約書
- (3) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を確認することができるものの写し
- (4) 算定対象期間の奨学金の返済額を確認できるものの写し